

## 通所介護サービスの利用料金（介護給付）

### ①指定通所介護サービスの基本利用料金

共通的サービスで、送迎、健康チェック、排せつ、食事、レクリエーション、相談・援助等の介護サービスの提供に係る費用となります。

回数（時間）単位の算定報酬 【単位円】

	サービス 利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 適用時の 1日当たり の自己負担	7時間10分 (7～8)	665	784	909	1033	1158
	6時間10分 (6～7)	590	696	803	910	1017
	5時間10分 (5～6)	575	680	784	889	993
	4時間10分 (4～5)	392	449	507	565	623
	3時間10分 (3～4)	374	427	484	538	594
保険対象外費用	食費 1日 620円（おやつ含む） 但し特別食を希望される場合の加算金額（1日あたり） ① 糖尿病食・減塩食については、1回の食事につき51円 ② 腎臓病食については、1回の食事につき103円 ③ 上記①乃至②以外の特別食については、甲及び乙の協議により決するものとします。 その他日用品等 実費					
選択的サービス						
入浴介助加算Ⅰ		1日 41円				
若年性認知症利用者受入加算		1日 61円				
サービス提供体制強化加算Ⅲ		1日 6円				
※「介護職員処遇改善加算Ⅰ」：1月の総単位数に5.9%を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額 ※「介護職員特定処遇改善加算Ⅱ」：1月の総単位数に1.0%を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額 ※「新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価」：令和3年4月から令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せ致します。 ※「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱いについて」 減少月の利用延人数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人数から5%以上減少している場合に当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬の3%に相当する単位数を加算する。 加算算定の期間内又は加算延長の期間内に、月の利用延人数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は当該月の翌日を持って算定終了とする。						

※ 上表の金額は介護保険適用時の自己負担額1割負担分を示しています。

利用料の額は、各利用者の介護負担割合証に記載されている負担割合に応じた額となります。

※ 岡山市（7級地）では1単位の単価の基本10円に対して10.14円の割増となっています。

※ 月額報酬の日割り金額は、1月当たりの利用料金を30日で除して計算します。

②第1条通所事業 介護サービスの基本料金（予防給付）

「要支援」と認定された方が対象となります。【日常生活上の支援・生活行為向上支援】

月単位の定額報酬（包括的な報酬設定となっています。）【単位円】

	要支援1	要支援2
介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担額 (共通的服务、送迎・入浴を含む。)	1696	3476
契約期間が1か月に満たない場合(サービスのご利用を月の途中で開始し、又は月の途中で終了した場合)、要介護認定区分の変更が行われた場合の利用料金 (1日換算)	56	115
選択的サービス		
生活機能向上グループ活動加算	1月 102円	
若年性認知症利用者受入加算	1月 244円	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1月 25円 (要支援1)	
	1月 49円 (要支援2)	
※「介護職員処遇改善加算Ⅰ」:1月の総単位数に5.9%を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額 ※「介護職員特定処遇改善加算Ⅱ」:1月の総単位数に1.0%を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額 ※「新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価」:令和3年4月から令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せ致します。 ※「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱いについて」 減少月の利用延人数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人数から5%以上減少している場合に当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬の3%に相当する単位数を加算する。 加算算定の期間内又は加算延長の期間内に月の利用延人数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は当該月の翌日を持って算定終了とする。		

※ 上表の金額は介護保険適用時の自己負担額1割負担分を示しています。

利用料の額は、各利用者の介護負担割合証に記載されている負担割合に応じた額となります。

※ 岡山市(7級地)では1単位の単価の基本10円に対して10.14円の割増となっています。

※ 保険外費用(食費・日用品等)については、(介護給付)と同額で日額計算となります。

※ 月額報酬の日割り金額は、1月当たりの利用料金を30日で除して計算します。

①②のサービス共通事項

【送迎費用】

当事業所の通常の事業実施地域の場合、ご自宅から当事業所までの送迎サービスについては、それぞれサービスの基本利用料金に含まれています。

○ 通常の事業実施地域以外にお住まいの方は、別途通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに20円をご負担いただきます。

【その他の費用】

介護保険の給付対象とならないサービス(例えば、おむつ代、創作活動等の材料代、レクリエーション行事等参加費)については、ご利用に応じて実費をご負担いただきます。

※介護保険適用でも、保険料の滞納等の理由により、事業所に保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金の全額を利用者に負担していただくこととなります。